守谷市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，高齢者による交通事故の減少を図るため，高齢者の運転免許証の自主返納を促進する守谷市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）運転免許証　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第９２条第１項に規定する運転免許証であって，法第９２条の２に規定する有効期間内のものをいう。

（２）自主返納　法第１０４条の４第１項の規定により，公安委員会に対し，道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）第３９条の２の２に規定するすべての運転免許の取り消しを申請し，運転免許証を自主的に返納することをいう。

　（対象者）

第３条　支援事業の対象者は，住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に

基づく守谷市の住民基本台帳に記録されている者で，次の各号のいずれかに

該当する者とする。

（１）自主返納をしたときに満６５歳以上の者

（２）満６４歳の者で，法第９２条の２に規定する有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前からその者の誕生日の前日までに自主返納をした者

　（支援内容）

第４条　支援事業の内容は，モコバス・守谷市デマンド乗合交通共通利用券を交付することにより行うものとする。

２　前項の共通利用券の交付限度は２００円券及び１００円券各３５枚とする。

３　支援事業は，１人につき１回限りとする。

（支援申請）

第５条　支援を受けようとする者は，守谷市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第１号）に自動車安全運転センター法施行規則（昭和５０年総理府令第５３号）第９条に規定する運転免許経歴証明書又は法第１０４条の４第６項に規定する運転経歴証明書若しくは道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第３０条の９第４項に規定する取消通知書の写しを添えて，守谷市地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

　（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は会長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は，平成２７年５月２８日から施行する。

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は，令和元年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。